

## 『婚姻秘術抄』再考

永塚 憲治

公益財団法人研医会研医会図書館

『医譚』復刊104号 通巻121号(2016年12月)で『新出の房中文献『婚姻秘術抄』及び『婚姻秘伝』の解題・翻刻』と題して新出の房中文献である『婚姻秘術抄』の紹介を行った。そのあと解題で行った説明を覆す写本を入手・発見したので、今回はそれを紹介する。

まず『婚姻秘術抄』とは、なにかを説明したい。『婚姻秘術抄』とは、全部で二十章からなる房中書で、基本その殆が丹波康頼により永観2(984)年に成立した『医心方』の房内篇第二十八を和語に抄訳したものである。『医心方』の房内篇第二十八は、全部で三十章で、『婚姻秘術抄』は二十章であるので、訳されたものと訳されなかったもの、そして『医心方』以外の房中書から『婚姻秘術抄』が独自の編集した章にわかれている。まず訳されたものとしては、『医心方』の至理第一に対して『婚姻秘術抄』は第一夫婦理、以下養陽第二に対して第二養男陰、養陰第三に対して第三養女陰、和志第四に対して第四両心蝕、臨御第五に対して第七交合術、還精第十八に対して第八還精術、施寫第十九に対して第九漏精節、求子第廿一に対して第十男求子、好女第廿二に対して第十二女善相、悪女第廿三に対して第十三女悪相、治傷第廿八・用藥石第廿六に対して第十四治男傷、長婦傷第卅に対して第十五治女傷、断鬼交第廿五に対して第十六鬼交病、玉莖小第廿七に対して第十七男陰小、玉門大第廿八に対して第十八女陰大、小女痛第廿九に対して第十九小女痛、禁忌第廿四に対して第二十禁忌節となっている。訳されなかったものは、『医心方』の五常第六・五徴第七・五欲第八・十動第九・四至第十・九氣第十一・九方第十二・三十法第十三・九状第十四・六勢第十五・八益第十六・七損第十七で、いずれも数がついたもので、この種の特定の条件に合うものを揃える数合せの思想は、中国的な思惟では好まれるものである。それを排除していることは、特筆に値する。また三十法第十三・九状第十四・六勢第十五は、体位の解説であるので、訳すのが困難であったことも関係するかもしれない。『医心方』以外の房中書から『婚姻秘術抄』が独自の編集したものとしては、第五男陰名、第六女陰名、第十一女無子がある。『婚姻秘術抄』の構成は以上の通りである。

先の『医譚』では幕末・明治期の書写と思われる写本を紹介し、その成立を「『婚姻秘術抄』の著作が為されたのは、江戸医学館に因る安政七年(1860)の『医心方』の刊行、或いは浅倉屋に因る明治四十二年(1909)の刊行に依る」としていた。しかし今回紹介する写本は、江戸前期の書写と見られる写本で、江戸医学館に因る復刻本以前に、『婚姻秘術抄』が成立していたことが分かる。現在見る事が出来る『医心方』房内篇は、半井本だけであるが、その書写年代は江戸時代初期とされる(杉山義一著『医心方の伝来』p.73 1991年 思文閣出版)。また半井本の房内篇は唯一の冊子本の形体で伝わっている。『婚姻秘術抄』の成立についてはまだまだ不明であるが、すくなくとも江戸前期より以降に『医心方』房内篇が巷に流出し、その和解が作られていたという事は、曲直瀬道三が『素女妙論』から『黄素妙論』を生み出したのと同じようにそこには「著者」の漢文解釈能力の高さが見て取れるし、『医心方』の受容という意味でも興味深いことと思われる。